

令和3年度作州津山商工会第2回理事会次第

日時：令和3年6月29日（火）14：00～
場所：津山鶴山ホテル 2階会議室

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 協議事項（書記：大谷）

（1）会員の移動（案）について . . .（資料1）

（2）令和3年度部会、委員会構成（案）について . . .（資料2）

（3）事業継続計画・感染症対応マニュアルについて . . .（資料3）

4. 報告事項

（1）新役員名簿について . . .（資料4）

（2）重点事業及び組織目標の進捗状況について . . .（資料5）

5. そ の 他

・次回理事会予定＝9月22日（未確定）

・その他

6. 役員研修会

講師：株式会社リアッド 代表取締役 岡本泰洋 氏

（中小企業診断士 / 岡山県商工会連合会嘱託専門指導員）

演題：「DX（デジタルトランスフォーメーション）ポイント解説」

7. 閉 会

< 県連会長就任祝賀セレモニー >

I 開会挨拶	作州津山商工会副会長	香川平治
I 祝花・祝電披露	作州津山商工会青年部部長	笏本達宏
I 花束贈呈	作州津山商工会女性部部長	松本美幸
I 記念品授与	作州津山商工会筆頭理事	須一嘉行
I 謝 辞	岡山県商工会連合会会長	田村正敏
I 閉会挨拶	作州津山商工会副会長	牛垣和弘

資料1

令和3年度 会員の移動(案)について

(令和3年4月27日～令和3年6月29日)

入 会

NO	受付日	事業所名	代表者氏名	地 区	業 種	備 考	区 分
1	4月23日		ハミルトン・ダニエル	久米 宮部下	雑貨製造販売	個人	法定
2	5月7日	わいやマルク食品	桑原美二	久米 神代	食品製造販売	個人	法定
3	5月13日	(株)トラックス	岸本大道	勝北 上野田	建設業	株式	法定
4	5月14日	山科	厨子正三	加茂 中原	菓子製造販売	個人	法定
5	5月18日	一代行	上高正一	勝北 西中	運転代行業	個人	法定
6	5月20日	小林農園	小林初枝	久米 一色	果樹作サービス業	個人	法定
7	5月24日	飯塚美容院	飯塚かおり	加茂 小中原	美容院	個人	法定
8	5月25日	一般社団法人 ピジット奈義	磯田卓志	奈義 豊沢	地域観光事業	社団法人	定款
9	5月28日	木村林業	木村淳二	久米 油木北	素材生産サービス業	個人	定款
10	6月2日	田吾作	仲平大輔	久米 戸脇	飲食業	個人	法定
11	6月8日	お菓子の店 キシモト	岸本大助	加茂 桑原	菓子製造販売	個人	法定
12	6月14日	ヘアースタジオ K's	中葉信康	勝北 野村	理容	個人	特別
13	6月21日	(株)Hiro Ban・ com	広野 純	勝北 下野田	自動車板金業	株式	法定

脱 会

NO	受付日	事業所名	代表者氏名	地 区	業 種	理 由	区 分
1	4月21日	那岐旅館	中島美智恵	奈義 久常	旅館業	廃業	法定
2	5月7日	森本工業	森本康夫	勝北 西中	左官工事業	死亡	法定
3	5月13日	日本原高原 ユースホテル	岸本清美	勝北 市場	旅館業	廃業	法定
4	5月21日	藤田工芸	藤田 明	奈義 豊沢	かばん製造業	任意	法定
5	5月24日	飯塚美容院	飯塚喜代子	加茂 小中原	美容院	死亡	法定
6	5月26日	大寺硝子店	大寺 勉	久米 領家	板ガラス卸売業	廃業	法定
7	6月2日	岸本林業	岸本昭江	加茂 百々	素材生産サービス業	廃業	法定
8	6月7日	(株)神田工業	神田苦義	勝北 原	土木建築工事	廃業	法定
9	6月8日	お菓子の店 キシモト	岸本俊次	加茂 桑原	菓子製造販売	廃業	法定
10	6月15日	美作宇野簡易局	前原光世	加茂 宇野	簡易郵便局	廃業	法定
11	6月21日	広野板金塗装	広野 純	勝北 下野田	自動車板金業	廃業	法定

令和3年4月26日現在 会員数 656 名

(勝北地区 171名 加茂・阿波地区 135名 久米地区 178名 奈義地区 172名)

加 入 13 名

脱 会 11 名

令和3年6月29日現在 会員数 658 名

(勝北地区 171名 加茂・阿波地区 134名 久米地区 182名 奈義地区 171名)

資料 2

令和3年度～5年度 部会・委員会（案）

※検討会議の部会、委員会の見直しに伴い、正副部長・委員長はベテラン役員を地区が偏らないよう選出（6月8日：三役会）

商業部会

9名 ◎部会長1名 ○副部会長1名

三役		須一嘉行
勝北	○	豊福俊博
		平田明正
加茂		松元周二
		小椋 多
久米		小山雄二
		田中祝三
奈義		磯田卓志
	◎	浅野勝英

工業部会

9名 ◎部会長1名 ○副部会長1名

三役		牛垣和弘
勝北		今石良三
		流郷知寛
加茂		常藤伸一
		小椋嵩之
久米		内田充孝
	◎	重松正起
奈義	○	芦田一郎
		高村和美

常任委員会

14名 ◎委員長1名 ○副委員長1名

三役		香川平治
勝北	○	土井良浩
		赤堀治之
		松本 誠
加茂	◎	和田博文
		能勢信一
久米		高本昌太
		奥 勝美
		今村 誠
奈義		中尾 晃
		鷹取 渡
		上原伸介
青年		笏本達宏
女性		松本美幸

資料 3—1

令和3年6月

Ver 1

作州津山商工会 新型コロナウイルス感染症対応マニュアル

作州津山商工会（以下、「当会」という。）の職員・派遣社員等における新型コロナウイルス感染予防及び感染者が発生した場合の対応について、以下のとおり定める。

1. 相談対応の心得

- ① 新型コロナウイルス感染症拡大による中小・小規模事業者への影響は甚大で、事業継続の危機に直面している。中小・小規模事業者の置かれている状況、心身ともに疲弊されている経営者の心情をよく汲み取り、事業者に寄り添った丁寧な対応を心掛ける。
- ② 守秘義務を遵守しつつ、着実な支援を行うため、職員間での情報共有を図り、迅速かつ丁寧な対応を心掛ける。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の幅広い影響に鑑み、電話・FAX・メール等による能動的支援を心掛ける。

2. 事前対策

新型コロナウイルス感染症による緊急事態が発生した場合に備え、以下の事前対策を講じる。

（1）新型コロナウイルス感染症発生に備えた危機管理体制の確立

- ① 感染症対策本部（以下、「対策本部」という。）の設置
 - ・会長が対策本部長となり、事務局長・課長等で構成する。
- ② 緊急連絡体制
 - ・緊急連絡網の作成（職員・関係先機関等の連絡先）
 - ・本部又は支所を一時閉鎖した際に、管内事業者に対する臨時相談窓口開設等の周知方法
- ③ 優先業務
 - ・職員への感染拡大の防止
 - ・新型コロナウイルスの影響に係る事業者からの相談対応
 - ・国や自治体の施策についての周知及び相談対応
 - ・国や自治体から出された要請への対応
 - ・相談状況、被害状況の把握及び自治体・県連合会等への報告

（2）感染予防策・感染拡大防止策の徹底

- ・職員は、こまめな手洗い・咳エチケットの徹底・健康状況チェックを行う。
- ・「密閉」「密集」「密接」を避ける。
- ・来客者への対応として、消毒液の設置、応接スペースの定期消毒を行う。

・感染防止に向けた柔軟な働き方に対応する（特別休暇対応等）。

・職員は、不要不急の県外出張を自粛する。

等

2. 感染発生時の対応

（1）職員が感染した場合

- ① 感染者との濃厚接触により感染が疑われる職員は、直ちに事務局長に報告する。
また、事務局長は保健所等に相談させた上で、自宅待機させる場合は、当該職員と濃厚接触した職員も自宅待機させる。
- ② 職員等の感染が判明し、当該職員等が事務所に出勤していた場合には、その事務所を速やかに一時閉鎖し、一緒に勤務していた職員等を在宅勤務又は自宅待機の上、事務所を消毒する。
翌日以降の出勤については、保健所の指示・指導を受け、事務局長が全職員等へ指示する。
なお、事務局長は感染者と濃厚接触した職員に対し、最終接触日から2週間、経過観察のため出勤停止（在宅勤務・自宅待機等）させる。
- ③ 当該職員等が相談対応などをおこなった事業者及びその間に来会した関係者に対し、速やかに連絡を行う。
- ④ 感染者との濃厚接触により在宅勤務又は自宅待機となった職員等は、毎日、健康状態を確認し、事務局長へ報告する。なお、2週間の経過観察を終えて、健康状態に問題がなければ、事務局長が職場復帰を指示する。
- ⑤ 多数の職員が自宅待機となり、事業者からの相談に対する体制の維持が困難となった場合には、県連合会に対し応援要請を行う。

（2）来会者が感染発生した場合

当会事務所を速やかに一時閉鎖し、感染者と濃厚接触した職員等を在宅勤務又は自宅待機させる。

（3）職場内外への周知

職場内で感染者が発生した場合、その事実について職員・関係機関等に連絡する。また、事務所閉鎖及び在宅勤務の実施等について、事務所閉鎖前に以下のとおり、周知することとする。

- ① 職員への連絡（担当：支援2課長）
- ② 県連合会への連絡（担当：支援2課長）
- ③ 管轄市町村（担当課）及び保健所への連絡（担当：事務局長）
- ④ 管内商工業者・関係先への連絡（担当：支援課長）
- ⑤ 商工会HPへの掲示（担当：支援課長）

なお、周知する内容は、事務所閉鎖の期間、在宅勤務の実施、中止・延期する会議等。

4. 県連合会からの応援要請への対応

県連合会及び県内商工会の職員が感染し、県連合会から職員派遣等派遣要請を受けた場合は、当会の実情を十分に勘案した上で、可能な範囲で協力する。

5. 情報収集

各種対応に必要な判断を行うため、正確な情報の収集に努める。

6. 事務所閉鎖時の執務場所

(1) 当会本部事務所のみ閉鎖する場合は、最寄りの奈義支所を使用する。

(2) 当会支所を閉鎖する場合は、本部事務所または最寄りの支所を使用する。

(3) 当会全事務所を閉鎖する場合は、最寄りの商工会館（みまさか商工会）を借用する。

7. 商工会業務の一時停止

以下の状況となった場合は、商工会業務を一時停止とするが、速やかに県連合会と協議し、代替の相談窓口・対応職員の確保を行い、管内事業所に周知し支援の継続に努める。

(1) 全職員に対し、出勤停止の措置が必要な場合

(2) 代替執務場所が確保できない場合

(3) 業務に必要な情報・データ等が利用不能な場合

8. 在宅勤務による就業

(1) 在宅勤務を命じられた職員の就業場所は自宅のみとする。

(2) 始業時及び終業時にはメール等で事務局長が報告を受け、職員の勤務状況を管理する。

(3) 勤務時間は、事務所勤務の場合と同様とし、時間外勤務は原則行わない。

やむを得ず、時間外勤務を行う場合、職員は時間外勤務の必要性・内容・終了予定時刻を事前に事務局長に説明の上、許可を得て実施する。また、職員は時間外勤務終了時にメール等で事務局長に報告し、事務局長は確認及び記録すること。

(4) 在宅勤務において、個人所有の端末を使用する場合は、セキュリティソフトがインストールされ最新の状態であること、OSも最新のアップデートが施されているもののみ使用可とする。また、個人のパソコンには業務上のファイルを保存しないこと。

(5) ファイルサーバや商工会ネットワークへのアクセス、WEB会議実施方法等については、別途、県連合会担当課からの案内に応じて対応する。

9. 特別休暇

職員（臨時職員を含む）が下記に挙げる場合に該当し、出勤することが困難であると認められる場合の休暇の取扱は、会長決裁を得た上で、特別休暇とする。

(1) 新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等

の政令（令和２年政令第２８号）第３条において準用する検疫法（昭和２６年法律第２０１号）第１６条第２項に規定する停留（これに準ずるものを含む。）の対象となった場合

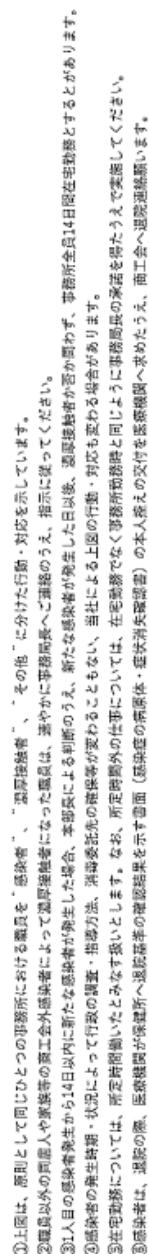
- （２）職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られることから、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和２年２月２５日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等を踏まえ、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
- （３）新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

１０．その他

上記に記載のない事項については、対策本部にて協議・検討の上、決定する。

【緊急連絡網】（別紙）

例）産地・栽培の技術の伝承（数人会内）
…1人圃の専業農家の上達活動と4日間在学高専農研参加なし5日以後一圃再開（その他）>新規研修なし15日目以後全圃再開（薄耕厚作技術継承）



【 参考様式：退勤前アンケート様式 】

感染者発生時の退勤前アンケート

回答日時	月 日 : ころ	所属職工会	() 商工会	本部・() 支所	氏 名
連絡先		健康状態	体温 度 () 月 日 : ころ	異常なし () 発熱 () 倦怠感 () 咳 () 呼吸困難 () 嘔吐 () 下痢 () 頭痛 () 腰痛 () 関節痛 () 皮膚症状 () その他 ()	

回答日を含む退勤前5日以内であなたがいつしよに居た人物について、回答欄へ記入してください。なお、このアンケートは、あなたが出勤してから仕事を終え、帰宅するまでの行動にもとづく回答を求めるもので、帰宅後の私生活を含む全ての回答を求めるものではありません。

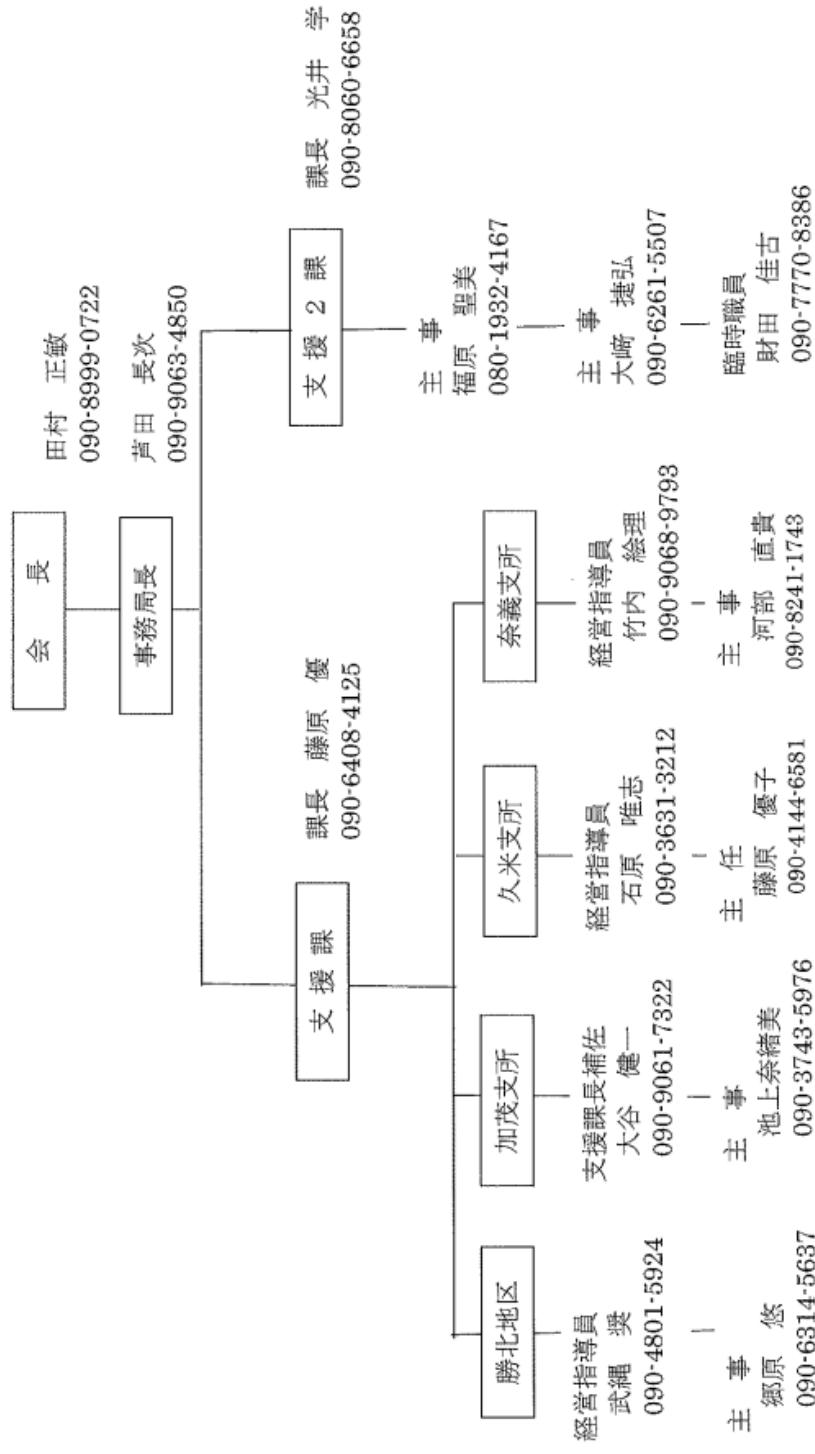
ただし、あなたからの回答内容は、職工会における新型コロナウイルス感染症発生による施設・店舗等の閉鎖による施設・店舗への協力および感染拡大防止のため、職工会内での利用に加え、行政へ提供することがあります。また、回答内容等について、あなたから施設や周辺住民を求め、職工会・行政により情報の追加提供を求めることがあります。

行動を共にした方に限らず、あなたから約2メートル以内の距離に近づき、会話する等数分間以上いっしょに居た人物の方を下記の表に記入してください。

回答日		前日	2日前	3日前	4日前
月 日 ()		月 日 ()	月 日 ()	月 日 ()	月 日 ()
時間	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :
場所					
1件目 人物					

回答日		前日	2日前	3日前	4日前
月 日 ()		月 日 ()	月 日 ()	月 日 ()	月 日 ()
時間	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :
場所					
2件目 人物					

作州津山商工会事務局 緊急連絡網 (令和3年4月1日現在)



資料 3—2

令和 3 年 6 月

Ver1

事業継続計画 (自然災害発生時対応マニュアル)

作州津山商工会

■組織概要

- (1) 名 称 : 作州津山商工会
- (2) 代表者職・氏名 : 会長 田村 正敏
- (3) 役職員数 : 常勤職員14名 (うち臨時職員1名)
- (4) 所 在 地 : 津山市新野東567-9

1. 災害対策本部の設置

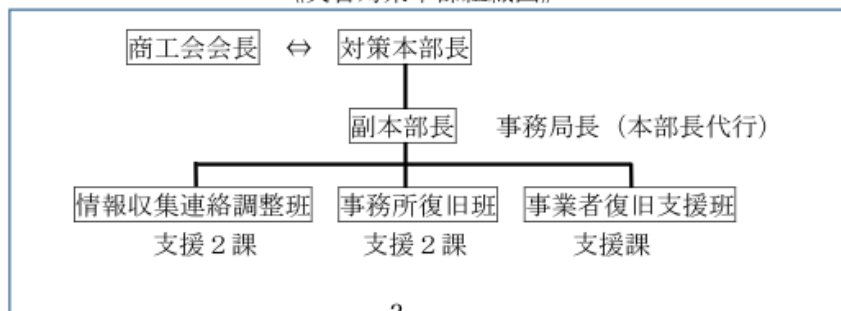
(1) 災害対策本部の設置

- ①災害対策本部は、職場責任者の判断により設置する。また、関係地域に大規模地震特別措置法に基づく注意情報や警戒宣言が発表された場合にも設置する。
- ②災害対策本部は、原則として、自然災害発生後3時間以内を目途に設置する。
- ③災害対策本部は、安全の範囲内で、会館及び設備の状況確認を行い、災害対策本部の設置場所を決定する。
- ④安全性の確認は、別紙「建物の安全簡易診断基準」を活用する。
- ⑤建物の安全性が確認された場合は、現事務所内に設置し、確認出来ない場合は、津山市勝北支所内に設置する。

(2) 災害対策本部の組織図と役割

- ①災害対策本部長（以下本部長）には、会長があたる。副本部長は、事務局長が務め本部長を補佐し、会長不在の場合は本部長代理を務める。
- ②本部長は、災害対策本部を指揮・命令し、統括する。
- ③本部長は、発災時、応急対応の指示を行った後、直ちに早期業務復旧に努める。
- ④本部長は、発災時、災害情報、被災情報等を収集・集約・分析し重要事項は、職員に迅速適切に伝達し、情報共有を図るものとする。
- ⑤職員は、本部長の指示に従うとともに、必要に応じて助言・提言を行い、応急業務・緊急対応・早期業務復旧支援にあたる。
- ⑥職員は、発災時に迅速な安全行動を取ったあと、本部長・副本部長または災害対策班長の指示に従い応急対応、安否確認、人員点呼、被災状況点検確認、被害軽減を図るとともに二次災害防止に努める。

《災害対策本部組織図》



班長：同課課長 班長：事務局長 班長：同課課長

2. 自然災害発生時の初期対応（就業時）

（1）初期対応内容・時期と事前対策

項 目	初動対応の内容	発災後の 対応時期	事前対策の内容
人命の安全確保	職員の安全確認及び 避難（就業時）	発災直後	・避難経路・避難場所の安全 確認 ・職員への周知・徹底
	職員の安否確認（就 業外）	発災直後	・緊急連絡網の作成・確認
	役員の安否確認	発災後 3 時間以内	・報告手段・内容の指示
非常時の緊急時体制 の構築	会長を本部長とした 災害対策本部の立ち 上げ	発災後 3 時間以内	・対策本部の要員・役割・設 置基準を決定
被害状況の把握 被害情報の共有	管内事業者の被災状 況確認（商工会を通 じた商工被害の把握	発災後 2 4 時間以 内	・発災の可能性が生じた時点 で報告手段・報告時間・報 告内容を指示。 ・複数通信手段の準備・確保
その他の取組	県連サーバーの稼働 状況確認	発災後 6 時間以内	・重要データの遠隔地バック アップ ・複数媒体でのバックアップ
	建物・事務所の使用 可否を確認	発災後 1 時間以内	・就業外における確認者とし て、近距離者を選定

（2）初期対応手順

①緊急速報受信時

携帯電話に「緊急速報」を受信した職員は、即座に事務所内の他の職員へ緊急速報を受信した旨を伝達する。（※職員は全員、緊急速報の受信を設定のこと）

②自然災害発生時の安全行動

緊急速報を見たり聞いたりした場合、災害の大小を見極めようとせず直ちに次の安全行動を行う。

ア) 窓、転倒落下物、ガラス類、什器備品、照明器具の下などから離れ、身の安全を図る。

イ) 同僚、来訪者に声をかけ安否を確認する。閉じ込められた人、負傷者がいた場合、火災が発生している場合は現場責任者に報告する。

ウ) 身の安全、周囲の安否が確認できたら、避難等について現場責任者の指示に従う。

③職員の安全確認

自然災害発生後、ただちに職場責任者は職員の不安感、動揺を最小限にするために、声掛けを行う。職場責任者不在時は、その場の職員が相互に声をかける。

また、職場責任者は、災害発生時の職員の人数把握を行う。

※職場責任者：事務局長、支援課長、支援2課長

④応急救護・搬出

けが人が発生した場合は、自然災害によるガラス飛散、落下物等に留意しつつ応急処置・安全な場所への搬出を行う。

また、搬出などの作業や救護を行う場合、あるいは不慣れな場所へ移動する場合は、単独行動を避ける。

3. 通勤時間帯及び休日に発災した場合の対応

(1) 自分自身の命を守る

窓、転倒落下物、ガラス類、什器備品、照明器具の下などから離れ、身の安全を確保する。

(2) 自分の安否を報告する

所属課長に安否・被災場所・被災状況等を報告し、以後の行動について指示を受ける。

所属課長は、原則、職員に自宅待機又は自宅に戻るよう指示する。ただし、通勤途中で職場に近い場合は、職場及び避難場所にて安全確保するよう指示する。

なお、公共交通機関や道路状況により自宅及び職場への移動が困難な場合は、被災場所の状況や公共交通機関の指示により、避難場所等で安全を確保する

(3) 対策本部への報告

所属課長は課員の状況及び指示した内容を対策本部に報告する。対策本部は報告内容及び被災状況に応じて、今後の対応等について指示する。

(4) 出勤者

通勤時間帯及び休日に発災した場合、管理職は可能な限り出勤し、施設の被災状況を把握する。被災状況により出勤が困難な場合は、その旨を対策本部長に報告する。

なお、大規模災害により出勤が明らかに困難または危険である場合は、対策本部長の自宅を臨時対策本部とし、発災後の対応に取り組む。

(5) 役職員及び施設の被災状況報告

商工会の役員に被災状況をヒアリングし、対策本部にて取りまとめる。また、取りまとめた被災状況を岡山県経営支援課及び岡山県商工会連合会に報告する。

(6) 連絡・報告手段

緊急連絡網（及び緊急連絡用の SMS）により、報告及び情報共有する。

4. 2次災害防止対策（避難優先、最小限の作業）

(1) 業務停止

①安全の確保がなされるまで、業務を停止する。この際、併せてコンピュータのログアウト等のシャットダウン、データ保存を可能な範囲で行う。

②業務停止の判断は職場責任者が行う。

(2) 火気の使用停止と安全確認

①火気などの消火状況を確認する。（給湯室のガスの元栓、火の始末）

②安全確認がとれるまで電気機器のスイッチなどは操作しない。

5. 避難・退避

(1) 避難場所

■本部及び各支所避難場所一覧表

本部及び支所名	避難場所区分	避難場所名及び所在地
勝北本部	指定緊急避難場所 兼 指定避難場所	①津山市勝北文化センター・公民館 津山市新野東 584 0868-36-2101
加茂支所		②津山市加茂町文化センター 津山市加茂町塔中 113-6 0868-42-7031
久米支所		③津山市久米公民館 津山市中北下 1271 0868-57-2936
奈義支所	一次避難場所	④豊沢コミュニティハウス 勝田郡奈義町豊沢 449-1 0868-36-4810
	長期避難場所	⑤奈義町文化センター 勝田郡奈義町豊沢 327-1 0868-36-3034

避難場所① 津山市勝北文化センター・公民館



避難場所② 津山市加茂町文化センター



避難場所③ 津山市久米公民館



避難場所④ 豊沢コミュニティハウス、⑤奈義町文化センター



（２）避難・退避の手順

- ①職場責任者は、２次災害防止対策を講じた後、職員に避難の指示を出す。
- ②建物倒壊の危険がある場合には、先ずは身体の安全を最優先とし、２次災害対策などを講じることなく、速やかに避難行動を行う。
- ③職場責任者は、逃げ遅れた者はいないか最終確認を行った上で、最後に避難する。
- ④職員は、予め定めた避難場所へ避難する。
※上記 ■本部及び各支所避難場所一覧表及び地図の通り
- ⑤職場責任者は、緊急持出物品を携行する。
※緊急持出物品：名簿（役員、職員、商工会、関係団体等）、安全簡易診断基準
- ⑥避難場所に消防・警察などの責任機関の担当者がある場合には、その者の指示に従う。

（３）残留者対応（帰宅困難者対応）

- ①帰宅困難な職員が生じた場合は、職場責任者が現場管理を行う。
- ②食糧などのライフラインの確保に努める（連絡手段は明確にしておく）。
- ③職場責任者は、管轄自治体などへ適宜情報交換を図り配給などの措置を講じてもらうよう交渉する。
- ④配給などは、残留者の人数を踏まえて受領し、他の被災者を十分考慮する。

（４）安否確認

- ①職場責任者は、安全が確認できない職員に対する安否確認を行う。
- ②緊急持出用の職員名簿などを基礎情報として、網羅的に確認作業を行う。
- ③確認は事前に設定している緊急連絡網に則って行うことを基本とする。
- ④当日、休暇中又は出張中の職員にも職場責任者が責任を持って確認作業を行う。
- ⑤当日、休暇中又は出張中の職員は、早急に自身の安否を職場責任者へ連絡する。

（５）行方不明者

- ①安否確認ができなかった職員への対策を講じる。
- ②地域を統括する行政機関（自治体・警察・消防など）に不明者のリスト（氏名・人数等）の提供を行い、搜索の依頼を行う。
- ③対策本部・地域行政機関より今後の対策に対して指示を受ける。

（６）死者への対応

- ①死者が出た場合には、自治体（警察）が決めた処置方法に従って対処する。
- ②遺体に対しては尊厳を守るための措置を講じる。

６．災害発生時の商工関係被害の把握及び報告

管轄する市町村内の商工関係被害について、商工関係被害等集計表（巻末資料）により、県経営支援課及び県連合会へ報告する。

また、関係各所に対する復興・復旧支援に係る連携や要望に活用するとともに、災害対策本部での対策立案に活用する。

7. 商工業者への支援

（1）窓口での経営相談

中小企業・小規模事業者への窓口経営相談は、既存施策を活用した復旧・復興施策の紹介を行い、利用を提案する。

国・県・市等から新たな復旧・復興支援施策が示された場合は、新しい施策の周知と活用を支援する。

（2）支援施策等の情報発信

支援施策の周知はチラシ・ダイレクトメール・ホームページなど幅広く取り組む。

支援施策の情報発信を確実に行うため、巡回・窓口でのチラシ手渡しと口頭での内容説明に努める。

新たな復旧・復興支援施策の情報発信は遅滞なく行い、制度内容がわかりやすいチラシの作成や直接口頭で説明を行うことに取り組む。

8. 国・県等との連携

復旧・復興支援施策をより有効に活用するための情報交換を行う。

被災事業者に対し復興施策の周知・活用を促すため、国・県の支援を得ながら必要に応じて説明会・個別相談会等を開催する。

また、関係各所に対する復興・復旧支援に係る連携や要望に活用するとともに、災害対策本部での対策立案に活用する。

9. 被災商工会への支援

（1）物資支援の方針

商工会連合会からの支援物資の要請により、可能な限り対応する。また、支援物資については、被災状況を勘案した上で、必要に応じて会員に協力を求める。

（2）人的支援の方針

人的支援が必要な場合は、商工会連合会に支援を要請する。

なお、全国連及び他県商工会等から支援の申出については、自商工会に不足が生じないように配慮しながら、個別に対応する。

（3）募金活動の方針

商工会窓口に募金箱を設置し、募金活動を実施する。

ただし、募金箱の設置場所については、被災状況に鑑みること。

10. 訓練の実施

災害の発生に備えて、情報の収集伝達、初動対応、避難等を迅速かつ的確に行うことができるようにするため、本計画に沿って、以下の訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

①情報の収集伝達訓練

緊急連絡網及びSMSにより、必要な連絡が確実に行き届くかどうかを確認する。

②初動対応訓練（人命の安全確保）

職員の安全確認（就業者及び休業者）、避難場所への避難を実施する。

(2) 訓練の時期及び回数

情報の収集伝達訓練及び初動対応訓練を年1回以上実施する。

訓練の実施日は原則として、防災の日（9月1日）とする。

11. 発災時の備え

安全確保及び事業継続性向上のため、以下の防災品等を事務所に備える。

【防災備品】

- ・工具・軍手・対塵手袋・ロープ・ヘルメット・飲料水・懐中電灯
- ・携帯ラジオ・乾電池・救急医療薬品（胃腸薬や消毒液、包帯）など

12. 事業継続活動の目的及び災害リスク等

事業活動概要	当商工会は、本部と支所3箇所の計4ヶ所の拠点があり、管内に約650人の会員を有し、人的サービスを主とし、管内商工業者に対する国・県等の施策を活用した経営支援や地域の持続性向上につながる支援を実施。
事業継続に取り組む目的	発災時には、相談機能及び情報受発信機能の継続と管内商工業者及び地域の早期復旧に努める必要があるため。
重要業務・中核業務	管内商工業者の被災状況把握 中小企業・小規模事業者の相談窓口機能 支援施策等情報発信 国・県等との連携（把握情報等の報告含む）
地域の災害リスク （地震・洪水・台風等）	■地 震 最も近い断層帯（那岐山断層帯）からの距離と、今後30年間に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率 ・勝北本部 断層帯からの距離 約6km 1.4% ・加茂支所 断層帯からの距離 約6km 1.5% ・久米支所 断層帯からの距離 約5km 1.9%

	・奈義支所 断層帯からの距離 1k m以内 3.3% 当商工会の本部・支所は、地震時の表層地盤の揺れやすさが、“ゆれにくい” もしくは“ややゆれにくい” 地域となっており、建物倒壊リスクは低いと思われる。 ■洪水 ・勝北本部 標高 170.43m ・加茂支所 標高 226.13m ・久米支所 標高 128.06m ・奈義支所 標高 243.27m 当商工会の本部・支所は、周辺に大きな河川が少ないことから洪水による浸水リスクは低いものと考えられる。 ■土砂災害 ・土石流危険渓流・・・非該当 ・地すべり危険箇所・・・非該当 ・急傾斜地崩壊危険箇所・非該当 当商工会の本部・支所は、土砂災害の可能性について、すべて非該当地域となっており土砂災害危険リスクは低いと思われる。 ■台風 台風の接近数 天気予報で全国を13地域に区分する場合、台風接近数の平年値は13地域中10番目となっている。 岡山県地方は比較的風の弱いところであるが、顕著な台風の接近時には内陸部にある当地域においても20m/s以上の暴風となることがある。 特に旧勝北町から奈義町付近でみられる北よりの局地風である広戸風は、風速40～50m/sの暴風を引き起こし山林の大規模な倒木や家屋、農作物が大きな被害を受けることがあるため、特に当商工会の勝北本部及び奈義支所は台風被害リスクは高いと思われる。
自然災害等の発生が事業活動に与える影響	■人員に関する影響 ①職員の出勤不可 ②活動人員の不足 ■建物・設備に関する影響 ①事務所使用不可（建物倒壊含む） ②通信機器使用不可 ③浸水による保存文書の水損 ■情報に関する影響 ①蓄積データ（PC内及びバックアップデータ）の水損 ■その他の影響 ①電気・水道等ライフラインが供給停止 ②公共交通機関の運行停止 ③近隣道路の通行止め ④管内商工業者の被災

1 3. 事務局機能維持に必要な書類等

書類等名	保管場所	保管媒体
職員名簿	PC・県連サーバー及び専用書庫に保管	紙及びデータ（USB・CD-R等持ち出し可能な状態）
役員・会員名簿	PC・県連サーバー及び専用書庫に保管	紙及びデータ（USB・CD-R等持ち出し可能な状態）
定款・諸規定集	PC・県連サーバー及び専用書庫に保管	紙及びデータ（USB・CD-R等持ち出し可能な状態）
帳簿 （経理データ・決算申告書）	PC・県連サーバー及び専用書庫に保管	紙及びデータ（USB・CD-R等持ち出し可能な状態）
職員緊急連絡網	職員に配布の上、専用書庫に保管	紙及びデータ（USB・CD-R等持ち出し可能な状態）
行政・商工会等連絡先一覧	PC・県連サーバー及び専用書庫に保管	紙及びデータ（USB・CD-R等持ち出し可能な状態）
公印・銀行印	金庫に保管	
預金通帳・証書 （預金情報一覧表含む）	金庫に保管	紙及びデータ（USB・CD-R等持ち出し可能な状態）
権利書・保険証書	金庫に保管	
切手・印紙	金庫に保管	
決算・申告データ （事業者分）	PC・県連サーバー及び専用書庫に保管	紙及びデータ（USB・CD-R等持ち出し可能な状態）
PC・モバイル通信機器		
携帯電話		

送信先:岡山県経営支援課 商業・団体支援班 あて
(E-mail: keiei@pref.okayama.lg.jp / FAX:086-224-2165)

※メール・FAX送信後、ご一報ください。

平日(8:30~17:15):経営支援課086-226-7353

平日時間外・土日・祝日:経営支援課公用携帯090-4696-8197

報告日時	月 日 時	商工団体名
担当者名		連絡先

令和〇年〇〇〇〇〇〇による商工関係被害等集計表

	発生場所		被災対象			被害額 (合計) (単位:千円)	被災前の状態に復するために必要な額			被害状況	備考	市町村からの 情報
	市町村名	地名(大字)	事業所等名 (※支店名等まで 具体的に)	業種 (※その他の場合は 具体的に)	会員・ 非会員 員数		土地・建物 ・土砂撤去	機械設備	商品・原材料 ・什物品等			
例	〇〇市	〇〇町〇〇	〇〇商店街 〇〇商店〇支店 〇〇(株)〇営業所 等	建設業、製造業、運輸業、卸売業、小売業、飲食業、サービス業、その他(〇〇業)	会員 〇〇 非会員 〇〇	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	洪水により商品在庫(〇〇千円)が毀損、建屋破損に伴い、加工設備(〇〇台)が故障 等		〇
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

※被災した事業所(支店、営業所)ごとに記載をお願いします。
※市町村名、業種、被災件数(事業所等数)、被害状況は公表されます。

■参考資料：地震発災時直後における建物の安全簡易診断基準

※ 建物等の安全診断基準（下記項目に該当する記号に○をつける）							
	チェック内容	該当事項	A	B	C	D	E
1	建物周辺で地滑り、がけ崩れ、地割れ、噴砂、液状化が見られるか？	A. いいえ B. 見られる C. 多く見られる					
2	建物の沈下又は建物周辺の地盤が沈下しているか？	A. いいえ B. 10 cm以上沈下している C. 20 cm以上沈下している					
3	建物が傾斜していないか？	A. いいえ B. 傾斜しているような気がする C. 明らかに傾斜している					
4	床が損傷しているか？	A. いいえ B. 少し損傷している C. 損傷している					
5	柱が損傷しているか？	A. いいえ B. 表面が少し剥離している C. 大きな亀裂が入っている D. 鉄筋、鉄骨が見える E. 柱がつぶれている					
6	壁が損傷しているか？	A. いいえ B. 表面が少し剥離している C. 大きな亀裂が入っている D. 鉄筋、鉄骨が見える E. 壁が崩れている					
7	火災は発生しているか？	A. いいえ B. 不明 C. 煙が漂っている					
8	危険物・ガスが漏洩しているか？	A. いいえ B. 不明 C. 漏えいしている					
合 計							
危険＝C、D、Eが一つでもある場合は「立ち入り禁止」とする。 要注意＝Bが一つでもある場合は余震などに細心の注意を払った場合のみ「立ち入り注意」とする。 安全＝すべてAの場合、「立ち入り可」とする。							

資料 4

作州津山商工会役員名簿

役員改選及び任期：令和3年度総代会（令和3年5月18日）から3年間（令和6年総代会迄）

役職名		氏 名	事業所住所	TEL	FAX	業種	事業所名
会長	1	田村正敏	津山市桑上 20-5	57-2456	57-2618	総合建設業	田村工務店(株)
副会長	2	香川平治	津山市加茂町小中原 4	42-2053	42-2053	食品小売	香川商店
(2)	3	牛垣和弘	津山市下野田 387-1	29-3677	29-3345	テント製造業	(有)ファインアートかわばた
理事	4	須一嘉行	奈義町豊沢 255-1	36-3147	36-6664	小売業	(有)スイッチホームガス
(30)	5	今石良三	津山市市場 1198-1	36-3500	36-3505	家具製造	(有)赤羽根木工所
	6	豊福俊博	津山市日本原 240	36-2071	36-2089	鮮魚小売	(有)豊福鮮魚店
	7	赤堀治之	津山市上村 234	29-1297	29-3535	家電小売業	赤堀電器
	8	土井良浩	津山市新野東 545	36-2061	36-6426	測量・建設コンサルタント	(株)シディック
	9	平田明正	津山市安井 259-1	29-1405		畳製造業	平田畳店
	10	松本 誠	津山市中村 740-4	29-3900	29-3945	税理士事務所	(有)オフィス松本
	11	流郷知寛	津山市上村 110-6	29-3973	29-1434	建設業	(有)R E C design
	12	和田博文	津山市加茂町知和 288-2	42-2453	42-2453	総合建築業	和田工務店
	13	松元周二	津山市加茂町桑原 158-2	42-7866	42-7866	コンビニエンスストア	株大栄ボブラ津山加茂店
	14	小椋嵩之	津山市阿波 3258-2	46-2119	46-2120	建設業	(有)小椋建設
	15	小椋 多	津山市志戸部 649-1	32-0888	32-0777	小売業	小椋自然農園
	16	常藤伸一	津山市加茂町青柳 882	42-3382	42-4448	建築工事業	(有)あおやぎ住宅
	17	能勢信一	津山市加茂町百々92	42-4560	42-4560	看板・標識機製造業	美 創
	18	小山雄二	津山市中北下 1318-4	57-2038	23-7009	衣料小売業	(有)セントラルフーズ
	19	内田充孝	津山市久米川南 1381	57-2523	57-2527	総合建設業	久米建設(株)
	20	今村 誠	津山市油木上 6 8 8	57-2228	57-2239	建築設計業	(有)今村建築事務所
	21	奥 勝美	津山市宮部上 963-2	57-8814	57-8814	保険代理業	久米保険プラザ
	22	高本昌太	津山市坪井上 27-1	57-7252	57-7253	繊維製品製造業	(有)高本ワインダー
	23	重松正起	津山市宮部下 1906	57-3410	57-3157	鉄工業	(有)重松鉄工所
	24	田中祝三	津山市宮尾 333-1	57-2610	57-2665	自動車販売業	(株)エムアイエス
	25	磯田卓志	奈義町豊沢 371	36-5682	36-7072	写真業	スタジオフォトクリップ
	26	浅野勝英	奈義町滝本 1523-39	36-3321	36-3947	小売業	(有)浅野呉服店
	27	芦田一郎	奈義町柿 1220	36-3222	36-3502	金属加工	芦田製作所
	28	上原伸介	奈義町中島西 344-1	35-2190	35-2191	自動車整備販売業	くるあん工房
	29	鷹取 渡	奈義町中島東 481	36-3254	36-8658	酒小売業	鷹 取
	30	高村和美	奈義町豊沢 317-2	36-3578	36-3578	畳製造業	高村たみ店
	31	中尾 晃	奈義町西原 350-11	36-5820		小売業	奈義法然窯
	32	笏本達宏	津山市桑下 1333-6	57-3577	57-8416	ネクタイ製造業	株笏本縫製（青年部長）
	33	松本美幸	津山市加茂町公郷 1723-9	42-2929	42-2517	製材業	(有)松本製材所（女性部長）
監事	34	高山信美	津山市油木上 1471	57-2181	57-2182	土木工事業	(有)久井田工業
(2)	35	水島成司	奈義町高円 1753-1	36-8041	36-8124	飲食業	(有)食堂 東山

青年部・女性部長改選令和3年度（任期2年）

商工会法（運営指針）抜粋

（役員）

第30条 商工会に、役員として、会長1人、副会長2人以内、理事30人以内及び監事2人以内を置く。

2 役員は、会員でなければならない。ただし、理事は、商工会の運営上特に必要がある場合には、その定数の10分の1以内に限り、会員であることを要しない。

商工会の役員は、会長、副会長、理事及び監事をいう。

（役員の職務）

第31条 会長は、商工会を代表し、その職務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、会長及び副会長を補佐して会務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は商工会の業務及び会計の状況を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

①**会長は**、原則として商工会唯一の代表者であり、業務執行の最高責任者であり、商工会職員の任免権を持っており、リーダーシップをとって商工会運営に当たる役割を担っている。商工会の代表権、業務執行権及び職員の任免権は、代表者である会長に専属するものであり、たとえ総会の決議や定款の規定をもってしても、制限を加えたり、剥奪したりすることができない権限である。よって、副会長や理事は、会長を補佐して商工会の執行に参加するにとどまる。

②**副会長は**、定款の定めるところにより、あらかじめ会長の定める順位に従い、会長に事故のあるときには、その職務を代理する。また、会長が死亡等の場合は、あらかじめ会長の定める順位に従い、副会長が会長の職務を代行する。

③理事は、会長、副会長を補佐して会務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときは、あらかじめ会長の定める順位により職務を行う。

④監事は、商工会の業務及び会計の状況を監査する機関であって、執行機関の一員ではない。総代会で議決された事項が、忠実に実施されているかを監査し、監査結果は総代会に報告することが職務となる。監事は理事会に出席して、監事の立場から意見を述べることはできるが、議決権は有しない。

⑤**総代会は**、商工会の最高意思決定機関であり、会長、副会長及び理事はその執行機関である。なかでも商工会の業務執行権は代表機関たる会長に専属し、副会長及び理事は会長の補佐機関として商工会業務の執行に参加するにとどまる。法律上、商工会の業務執行の最高責任者は会長であり、執行機関としての理事会には、最高意思決定機関である総代会で決定した事業を、忠実に実行することが要請されている。

（役員の任免）

第32条 役員は、総代会において選任し、又は解任する。

①**選任の方法は**、直接選任と間接選任の2つの方法がある。直接選任は総会において会員が直接投票することにより役員を選出することで、最も会員の総意を繁栄する方法である。これに対して間接選任は、会員数が200人を超える商工会において総代会制をとっている場合、総代会において選考委員が被指名人を選定して行う指名推薦の方法がある。

②**指名推薦制を採用する場合は**、選考委員を選出し、これらの委員によって推薦者を定め、総代会の同意を得て、決定しなければならない。

商工会と商工会議所について（全国商工会連合会）

商工会と商工会議所は、それぞれ地域経済活性化のための団体です。両団体とも、法律により設立され、各地域の状況に応じた事業を展開しています。

市町村合併により、商工会と商工会議所が併存する地区が全国各地で増加し、その結果、商工会と商工会議所の違いが十分理解されない状況下で、行政効率化のみを追求する考え方により、商工会と商工会議所の統合を図ろうとする動きが一部の地域で見られました。しかし、商工会と商工会議所の違いからデメリットも多く、全国商工会連合会と日本商工会議所は、両団体の合併は不要である旨の共同見解を出しています。

区 分	商工会	商工会議所
根拠となる法律	商工会法（昭和35年）	商工会議所法（昭和28年）
管轄する官庁	経済産業省中小企業庁	経済産業省経済産業政策局
主たる地区	主として町村の区域 (他の商工会及び商工会議所と地区は重複しません)	市の区域
組織構成	商工会・都道府県商工会連合会・ 全国商工会連合会	商工会議所・日本商工会議所
会員の規模 (令和2年現在)	地区内の小規模事業者が中心で、 9割を超える会員が小規模事業者 ・会員等：78万商工業者 ・組織数：1, 649商工会 ・組織率：57.3%	地区内の小規模事業者が中心であるが、 商工会と比較すると中堅・大企業の割合が高い ・会員等：122万商工業者 ・組織数：515商工会議所 ・組織率：34.0%
事業	中小企業施策、特に小規模事業施策に重点を置いており、事業の中心は経営改善普及事業	地域の総合経済団体として、中小企業支援のみならず、国際的な活動を含めた幅広い事業を実施 小規模事業施策は全事業の2割程度
意思決定機関	総会（全ての会員で構成） ただし会員数200人以上の場合は総代会を設置できる。	議員総会（議員数は30～150人）
議決権及び選挙権	総会の議決権・選挙権ともに1会員1個	会員は部会において、議員は議員総会において1人1個の表決権を保有し選挙権は会費口数に応じて1人最高50票
設立要件	地区内の商工業者の2分の1以上が会員となること。	地区内の商工業者の過半数が同意（会員要件なし）、経済的基礎・施設・職員を有すること。

令和 3 年度 作州津山商工会主要事業 進捗状況

重点事業

1. 新型コロナウイルスの影響を受けた小規模事業者への支援

- (1) 新型コロナウイルス中小企業支援対策特別相談窓口の開設
 - ・速やかな情報発信体制と非対面型支援手段構築
 - ・緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金、岡山県飲食店等一時支援金(第 1 期、第 2 期)、岡山県時短要請協力金(第 2 期、第 3 期)、津山市事業継続支援金 奈義町事業者継続支援給付金等の申請支援
- (2) ウィズコロナの環境整備・再起の支援
 - ・経営環境整備のため I T による効率化推進
 - ・D X 導入・推進のため講習会等の実施
- (3) アフターコロナの環境整備・再起の支援
 - ・ニューノーマルにより変化する事業者の動向把握
 - ・管内ビックデータの収集・分析による地域動向調査の実施

2. 経営環境に対応するための事業継続力・リスクマネジメント強化

- (1) 感染症・災害に対応する「事業継続計画」の策定支援
 - ・事業継続計画 B C P の策定支援、B C P 策定講習会の開催
- (2) リスクマネジメントのための共済推進
 - ・共済を利用した全方位型の支援

3. 小規模事業者への伴走支援による「稼ぐ力」の強化

- (1) 各種補助金を活用した伴走型支援の推進
 - ・各種経営計画（経営革新計画、事業承継計画）等の作成支援
 - ・各種補助金（持続化補助金、ものづくり補助金）等の申請支援
 - ・専門家による経営相談会等 8 月から 13 回開催を予定
- (2) 第 2 期経営発達支援計画の着実な実施
 - ・評価検証委員会の開催

- ・伴走型補助事業の実施
- ・経営状況分析シートによる経営分析の実施
- ・伴走支援先の定量評価による成果可視化

経営改善普及事業

○経営支援の実施

- ・経営・事業承継・創業・金融・税務・情報化・労働・取引・リスクマネジメントに係る基礎的な経営支援
- ・各種相談会・専門家派遣の実施

（１）基礎的経営支援

- ・経営分析、計画策定、フォローアップなど経営全般の支援
- ・経営革新計画、経営力向上計画、先端設備導入計画などの策定支援
- ・経営改善計画、事業再開計画の策定支援
- ・ものづくり補助金、持続化補助金申請に繋がる計画策定支援
- ・６次産業化事業計画、各省庁の補助金申請に繋がる計画策定支援

（２）事業承継及び創業の推進支援

- ・津山市・奈義町と一体になった特定創業支援事業の実施
- ・各種補助金等を活用した事業承継の円滑化
- ・事業承継計画・創業計画の策定支援

（３）金融支援

- ・日本政策金融公庫、岡山県信用保証協会等と連携した支援
- ・小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経資金）の推進
- ・各金融機関、行政と連携した融資制度等への斡旋

（４）税務・経理支援

- ・青色申告等の決算及び申告に関する指導
- ・「小規模支援システム」MOMOによる記帳代行の実施
- ・津山税務署及び中国税理士会津山支部と連携した支援

（５）情報化支援

- ・ＩＴの利活用による生産性向上支援
- ・ＩＴベンダーとの連携によるネットワーク・インフラ整備の支援
- ・企業情報の発信システム（GOOPE）導入支援

（６）労働支援

- ・労働保険・各種助成金に関する情報提供及び基礎的支援
- ・労働保険事務組合による事務代行

(7) 取引支援

- ・国内の物産展・商談会の出展による販路拡大支援
- ・海外展開のための物産展等の参加に係る販路拡大支援
- ・取引企業の信用調査と情報提供（帝国データバンク・東京商工リサーチ等）

(8) リスクマネジメント支援

- ・商工貯蓄共済・会員福祉共済の推進
- ・企業共済、中退共、倒産防止共済の推進
- ・BCPに係る各種共済制度の推進

地域総合振興事業

4. 地域及び地域経済の持続的発展支援

○商工会の事業継続力強化支援計画の策定

- ・作州津山商工会のBCP計画の策定

○販路開拓支援事業の実施

- ・地域内需要獲得講習会の実施

○行政(津山市・奈義町)、関係機関との交流、協調

- ・行政等への意見具申・陳情
- ・行政との座談会の実施
- ・美作国商工団体連絡協議会への協力

5. 商工会組織力強化と支援体制の整備

○「商工会のあり方」指針に基づく体制構築と取り組み

- ・デジタル化社会に対応したネットワーク体制の構築
- ・自主財源確保による財政力の強化

○会員加入推進による組織力強化

- ・地域内事業所の情報収集と状況調査の実施
- ・商工会活動浸透率の向上のため非会員への定期訪問の実施

○会員相互の連携強化

- ・会員親睦事業の実施
- ・会員交流ゴルフ大会の実施

○次代を担う地域人材の育成（青年部・女性部）

- ・提案公募型事業の企画・実施
- ・ビジネスコミュニティ型補助金の申請・実施
- ・資質向上に係る講習会・研修会の実施
- ・部員相互の親睦・交流活動の実施

○商業振興事業（商業部会）

- ・地域経済活性化のための共通商品券“はばたき”の発行と運用
- ・販路開拓講習会(商品券を用いた販路開拓等)
- ・視察研修(物産展等)
- ・地域産品の育成(さんさん晴れのめぐみ商品認証等)

○工業振興事業（工業部会）

- ・「空き家バンク」事業の実施
- ・高齢者おこまりごとチラシの作成・配布
- ・管内工業事業者の相互交流及び情報交換の推進
- ・視察研修(工業展等)

○観光振興事業

- ・管内で実施される観光関連事業への協力
- ・行政・観光協会との協力・協調

○情報化推進事業

- ・小規模支援システムの活用強化
- ・SMSを利用した会員情報網の構築
- ・WEB会議、WEB相談会の開催
- ・経営計画作成に関する動画作成と発信

○広報活動事業

- ・会報「商工会だより」の発行 7月、12月
- ・商工会の日（6月10日）PRチラシの発行
- ・作州津山商工会HPの整備と運用
- ・SNS（FB等）の運用

令和2年度 実績の概要

令和2年度は、新型コロナウイルス中小企業特別相談窓口を開設し、速やかな情報提供(SMSによる情報発信体制の構築)と非対面型(ITを活用)の経営相談などにより、国・県等の助成金制度の周知に努め、コロナからの再起を支援するために専門家派遣制度等の利用により、事業計画作成からフォローアップまでの伴走支援を行いました。

また、行政と連携して「商品券スマイル」発行事務局として地域の需要拡大を促し、国の「伴走型小規模事業者推進支援事業」の活用により小規模事業者の経営課題を解決に繋げると同時に「岡山県事業承継ネットワーク」と連携した事業承継診断を積極的に実施して、円滑な事業承継や第2創業に繋げました。

○定量成果

- ・巡回件数 約 2,900 件
- ・窓口相談 約 3,700 件
- ・経営 補助金採択 36 件 4,500 万円
各種計画認定 9 件
事業計画策定支援件数 約 90 件
事業承継・創業等支援 約 140 件
講習会開催数 50 回 参加者数延べ 354 人
- ・金融 約 60 件 4 億円の融資斡旋
- ・労務 事務委託事業者 約 200 社
- ・税務 記帳対象事業者 125 社
- ・共済 貯蓄共済、福祉共済、3 共済の契約数 160 口

令和3年度 作州津山商工会組織目標

令和3年6月14日現在

経営革新 目標：4件

補助金採択・事業完了目標件数：36件

BCP・先端設備・経営力

支所	認定
勝北	0
加茂	0
久米	0
奈義	0
合計	0
進捗率	0%

支所	内訳	持続化	ものづくり	事業承継	I T 導入	その他補助金	合計
勝北	申請	2	2	0	0	2	6
	採択	0	0	0	0	0	0
加茂	申請	1	0	0	0	2	3
	採択	0	0	0	0	0	0
久米	申請	5	0	0	0	0	5
	採択	0	0	0	0	0	0
奈義	申請	0	0	0	0	0	0
	採択	0	0	0	0	0	0
合計	申請数	8	2	0	0	4	14
	採択数	0	0	0	0	0	0
	進捗率						

支所	認定
勝北	0
加茂	0
久米	0
奈義	0
合計	0
進捗率	

マル経融資 目標：36件

地区／月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
勝北	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
加茂	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
久米	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
奈義	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
合計	1	2	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
進捗	2.8%	5.6%	11.1%	11.1%	11.1%	11.1%	11.1%	11.1%	11.1%	11.1%	11.1%	11.1%	11.1%

事業承継診断24件・承継計画2件・CO派遣6件・経営者保証派遣6件

地区／月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	事業承継診断合計	承継計画	CO派遣	経営者保証派遣	合計
勝北	5	5	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	10
加茂	0	6	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	6
久米	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
奈義	7	0	0	0	0	0	0	0	7	0	2	0	9
合計	13	24	24	24	24	24	24	24	24	0	2	0	26
進捗	54.2%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	33.3%	0.0%	68.4%

事業承継診断・創業支援者数の合計 目標：36件

地区／月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	事業承継診断合計	創業支援	合計
勝北	0	6	0	0	0	0	0	0	6	1	7
加茂	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3
久米	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
奈義	0	6	0	0	0	0	0	0	6	2	8
合計	0	12	12	12	12	12	12	12	12	8	20
進捗	0.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%		55.6%

巡回件数 目標：3,200件

支所	巡回目標	巡回実績	達成率
本部	800	316	39.50%
勝北	600	113	18.83%
加茂	600	156	26.00%
久米	600	206	34.33%
奈義	600	136	22.67%
合計	3,200	927	28.97%

巡回率(小規模) 目標：100%

支所	巡回数	対象	達成率
勝北	85	247	34.41%
加茂	111	196	56.63%
久米	144	297	48.48%
奈義	79	206	38.35%
合計	419	946	44.29%

窓口相談 目標：3,000件

支所	窓口目標	窓口実績	達成率
勝北	800	183	22.88%
加茂	700	137	19.57%
久米	750	243	32.40%
奈義	750	189	25.20%
合計	3,000	752	25.07%

会員増強（純増） 目標： 16件 県連組織目標会員数680

地区／月 期首664	4月		6月								合計		純増
	加入	脱会	加入	脱会	加入	脱会	加入	脱会	加入	脱会	加入	脱会	
勝北	1	-4	3	-3	0	0	0	0	0	0	4	-7	-3
加茂	2	-5	3	-3	0	0	0	0	0	0	5	-8	-3
久米	1	-3	5	-1	0	0	0	0	0	0	6	-4	2
奈義	2	-2	1	-2	0	0	0	0	0	0	3	-4	-1
合計	6	-14	12	-9	0	0	0	0	0	0	18	-23	-5
会員数	670	656	668	659	659	659	659	659	659	659			96.8%

記帳機械化 目標：6件

[illegible]

商工貯蓄共済 目標：130件

[illegible]

會員福祉共済 目標：30件

[illegible]

国の3共済 目標：20件

[illegible]

(新規事業) 令和3年度会員交流事業(会場予約済)

コロナ禍でのソーシャルディスタンスなどにより、人と人との距離だけでなく、心と心の距離までも離れてしまわないよう、会員同士の交流と絆を深めるため下記の事業を実施する。	
大会名	作州津山商工会 会員交流ゴルフ大会
日時	令和3年10月20日(水) in/out 第1組目: 8時35分スタート
場所	久米カントリークラブ(作州津山商工会 会員事業所)
参加資格	作州津山商工会 会員
申込方法	空き状況を確認後、申込用紙に記入しFAX
競技方法	18ホールストロークプレー Wペリア方式
大会会長	田村会長
大会委員長	香川副会長
大会幹事	芦田事務局長
参加負担金	2,000円/人
プレー費	7,108円(昼食付・税込・セルフ)・70歳以上は△500円
協賛	各地区運営会議
表彰式	プレー終了後、コンペルームにて開催
賞品	作州津山商工会商品券「はばたき」
賞	1位 2位 3位 4位飛び賞 ニアピン賞 参加賞 会長賞 他
経費	表彰式ソフトドリンク ニアピンフラッグ
申込〆切	令和3年10月6日(先着40名)
募集方法	令和3年9月上旬 事業所への郵送配布資料に案内同封
その他	プレー費等は各自負担
	青年部・女性部にも積極的に参加の呼びかけを行う。
	ローカルルールなどは香川大会委員長と協議

総代定数改定について（令和3年度フロー）

理事会（令和3年3月23日）議決

- * 令和4年5月の総代会で議決し、令和5年度は新総代数で総代改選を実施
- * 三役会で協議し（案）を作成後、令和3年12月の理事会に議案として提出

【商工会法 第48条】

- * 会員の総数が200人をこえる商工会は、定款の定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができる。
- * ただし、会員数が500人を超える商工会の場合は、総代の定数は100人以上でなければならない。



現行

（作州津山商工会定款 第27条 第28条）

- * 本商工会に総代会を置く。 総代の定数は、144人とする。

資料を基に100人程度の原案作成

① 三役会協議

② 理事会協議

令和4年5月：総代会議案提出

令和5年4月：地区運営会議で総代決定